

枚方市コロナ対策実施店舗応援事業委託に係る公募型プロポーザル募集要項

1 業務名称

本事業は「枚方市コロナ対策実施店舗応援事業」という。

ただし、公表する事業名称は別称を用いて差し支えない。

別称を用いる場合は、発注者と協議し、わかりやすく、親しみやすい名称とすること。

2 事業目的

新型コロナウイルス感染症が与えた影響は多岐にわたり、さまざまな事業者が対策を検討する中、感染防止宣言を行う店舗で使用できるクーポン券の発行を行うことで、市内事業者における感染症対策の促進をはかることを目的とする。

3 事業概要

枚方市コロナ対策実施店舗応援事業業務について、業務委託を行うもの

別紙「枚方市コロナ対策実施店舗応援事業委託プロポーザル参加仕様書」参照

4 契約期間

契約期間は、契約締結日から令和3年（2021年）3月31日までとする。

5 プロポーザルの実施スケジュール

内容	日程	受付・公表等
募集要項・審査項目等の公表	令和2年8月7日（金）	枚方市商工振興課 ホームページ
プロポーザルに関する質疑の受付	令和2年8月7日（金）～8月11日（火）午前8時	枚方市商工振興課 （Eメール）
プロポーザルに関する質疑への回答 公表	令和2年8月13日（木）午後1時	枚方市商工振興課 ホームページ
事業提案書、その他添付書類（以下総称して「事業提案書等とする。」の受付	令和2年8月7日（金）～8月14日（金）正午	枚方市商工振興課 （Eメール）
提案事業者へのヒアリング開催通知	令和2年8月14日（金）	Eメールにて通知
ヒアリング・審査の実施	令和2年8月17日（月）	実行委員会
審査（最優秀提案者の選定）結果の公表	令和2年8月18日（火）	枚方市商工振興課 ホームページ

6 プロポーザルに関する質疑の受付及び回答の公表

(1) 受付期間

令和2年8月7日（金）～令和2年8月11日（火）午前8時

(2) 提出方法

質疑はEメールのみとする。

提案審査に関する質疑・回答書に記載の上、Eメールに添付して下記のアドレスに送信すること。

【E-mail アドレス】 shokou@city.hirakata.osaka.jp

(3) 回答日・回答方法

令和2年8月13日（木）午後1時より、同ホームページにて掲載する。

(4) 受付に関する問い合わせ

枚方市新型コロナウイルス感染症対策事業者支援実行委員会 事務局
(枚方市観光にぎわい部 商工振興課 内)

〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1-20

TEL：072-841-1381（直通）

7 事業提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

名称	サイズ	部数
事業提案書	A4	10
その他の添付書類	A4	10

なお、事業提案書は枚方市ホームページに掲載されているものを使用し、添付する書類については任意様式を使用すること

(2) 作成上の留意点

- ① 仕様書の業務内容に掲げる各事項について、具体的な提案を行うこと。
- ② 提案趣旨やアピールポイントなど簡潔にわかりやすく記述すること。
- ③ その他 PR 及び独自提案についても適宜資料を添付すること。
- ④ 業務の実施体制とスケジュールは具体的にわかるように提案すること。
- ⑤ 簡易な A4 ファイルで提出すること。
- ⑥ 文字の大きさは原則として、12ポイント以上とすること
- ⑦ 提案書等は、表紙、目次を除き、両面印刷とする。
- ⑧ 文書を補完するための写真、イラストは任意とする。
- ⑨ 提案書等の色は任意とするが、文字等は識別しやすいものとする。

- ⑩ 提案書等の下段中央にページ番号を付すこと。
- ⑪ 使用言語は日本語とし、提案書等の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一ページ内に注釈を付けること。
- ⑫ 任意様式の添付書類の表紙には、タイトル「枚方市コロナ対策実施店舗応援事業委託」、提出年月日を記載し、事業者名、代表者氏名を記入の上、使用印を押印すること。

(3) 提出期間・方法

令和2年8月7日（金）から令和2年8月14日（金）正午までに、Eメールに添付して下記のアドレスに送信すること。

なお、印刷物については、必要部数をプロボール当日までに提出すること。

【E-mail アドレス】 shokou@city.hirakata.osaka.jp

8 審査基準

事業提案書類、価格提案、その他の提出書類及びヒアリングの内容をもとに以下のとおり審査を行う。

<審査項目>

審査項目	審査事項
実施体制	仕様書に定められた業務を安定的かつ的確、迅速、誠実に実施することができる実施体制か
	業務スケジュールに無理はないか、実現可能か
参加店舗の募集等	幅広く参加店舗を募集するための手段・体制が整っているか。実現可能性は高いか
	参加店舗・利用者からの問い合わせ対応ができる体制が十分に整っているか（コールセンター事務）
クーポン券の発行・配布	個人情報保護に関する管理体制が適切か
情報の分析・解析等	換金業務によって得られる情報の分析、解析等の管理体制
事業実績等	平成27年度・平成31年度プレミアム付商品券事業、特別定額給付金事業など類似業務の実績があるか（過去5年以内）
価格提案	積算価格

(1) ヒアリングの実施

①開催時期

令和2年8月17日（月）を予定しているヒアリングの場所や時間などの詳細については、事業提案書の提出者に対してEメールで通知する。

なお、ヒアリングは非公開とし、本プロポーザルへの提案者が多数の場合は、ヒアリングの対象とする提案者を審査項目に記載する基準によって、5者以内の範囲で選定する場合がある。

②実施概要

- ア ヒアリングの所要時間は、説明15分、質疑応答15分程度を予定している。
- イ ヒアリングで使用する資料は事業提案書のみ使用可とし、記載内容の趣旨と異なる、または、追加と判断できる提案は採点対象としない。なお、事業提案書のパネル化、プロジェクター、Microsoft PowerPointを使用したスライドの使用は可とする。

(2) 最優秀提案者及び優秀提案者の選定方法

評価点の最も高い提案者を最優秀提案者に、次点者を優秀提案者に選定する。

(3) 審査結果の公表

本プロポーザルの審査の結果は、最優秀提案者及び優秀提案者の選定後に、枚方市ホームページにおいて公表する。

9 留意事項等

(1) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- ア 本プロポーザルの参加資格要件を満たさない場合
- イ 提出書類が、別添「枚方市コロナ対策実施店舗応援事業委託プロポーザル参加仕様書仕様書」に示された条件に適合しない場合
- ウ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- エ ヒアリングにおいて指定された時間に遅れた場合
- オ 第三者の著作権を侵害する提案をした場合
- カ その他、募集要項等に違反する等、選定審査会が不適格と認めた場合

(2) プロポーザルの中止

- ア 本プロポーザルへの応募者が1者のみの場合又は、資格審査の通過者及び資格審査の通過後の辞退により審査の対象が1者のみとなる場合は、本プロポーザルを中止する。
- イ 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、本事業を中止する場合がある。
- ウ 上記ア及びイの中止となる場合は、応募者（提案者）に対して実行委員会は一切

の責任を負わない。

(3) その他

- ア 全ての提出書類は返却しない。
- イ 提出された事業提案書等に係る著作権は、第三者に帰属するものを除き、提案者に帰属するものとする。なお、提出書類の中で、第三者の著作物を使用する場合は、著作権法の規定により認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ておくこと。第三者の著作権に関する責は、使用した提案者が全て負うこと。
- ウ 実行委員会は、最優秀提案者（契約候補者）の提案に関し、実行委員会が必要とする場合には、事業提案書等は無償で、使用、複製、公開等をできるものとする。この場合、提案者名を明示する。
- エ 具体的な事業の進め方については、提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、仕様書に基づいて発注者との協議の上、契約締結後に開始する。
- オ 事業提案書等の作成に要した費用、旅費等、本プロポーザルの参加に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- カ 事業提案書等の提出後において、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに辞退を申し出ること。

10 参加資格要件

本プロポーザルの応募者は、次に掲げる全ての要件に該当するものでなければならない。

- ア 国内において元請として、次に掲げるいずれかの事業と同等の事業受注を有すること。
 - ・平成27年度プレミアム付商品券事業
 - ・平成31年度プレミアム付商品券事業
 - ・特別定額給付金事業
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ウ 枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱に基づく団体でないこと。
- エ 事業提案書の提出締切日において、営業停止中でないこと。
- オ 会社更生法による更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申し立てがなされている者等経営状況が著しく不健全でないこと。
- カ 審査の結果を通知するまでに、参加資格要件のうち、いずれかひとつでも満たさないことが明らかになったときは参加資格を取り消す。

1.1 履行保証

契約履行のために納付する契約保証金の額は契約金額の 100 分の 5 に相当する額以上の額とする。

ただし、契約の相手方が次のいずれかに該当するときには、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

- ア 契約の相手方が保険会社との間に実行委員会を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書が提出されたとき。
- イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社と履行保証契約を締結したとき。
- ウ 実行委員会が特に認めるものであるとき。

1.2 契約の締結

審査により選定された最優秀提案者（契約候補者）を相手方として実行委員会は契約交渉を行う。契約候補者に事故等があり、契約が不調となった場合は、次点者（優秀提案者）に対し同様の交渉を行う。

なお、契約候補者については、契約締結までに、過去 3 期間分の決算報告書を提出すること。

1.3 契約を締結しない場合

契約候補者が契約締結日までの期間において、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該契約候補者と契約を締結しない。この場合において、当該契約候補者は違約金として提案価格の 100 分の 3 に相当する金額を市に支払わなければならない。また、契約候補者が正当な理由がなく契約を締結しない場合も同様とする。

- ア 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てを行ったとき。
- イ 営業停止の処分または業務委託を行うに必要とする許可等が取消されたとき。
- ウ 提出書類等に虚偽があった場合。